

## 沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める意見書

沖縄戦は、日本国において唯一県民を総動員して悲惨な地上戦が行われ、多くの県民と日本兵、米兵等を合わせて20万人余の尊い命が失われた。

1972年の本土復帰に伴い、糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、亡くなられた方の氏名が刻印されている。

激戦地となった南部地域や近隣市町村では、終戦後生き残った県民は、いち早く犠牲者の遺骨を収集し、御霊を弔ってきたが、戦後76年を経過した今日、戦没者の遺骨収集は戦没者遺骨収集情報センターを中心に、沖縄戦没者遺骨収集ボランティア団体等により、継続的に行われている。

更に、収集された遺骨のDNA鑑定による身元確定と遺族のもとへ遺骨をお返しする取り組みも実施されている。

このような状況下において、沖縄戦で犠牲となられた戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用することは、故人やご遺族並びに市民、沖縄県民の思いを考えると人道上問題であり、これは、恒久の平和を希求する市民や沖縄県民の意に反する行為であり、決して容認できるものではない。

よって、うるま市議会は、遺族と市民、県民の心情に寄り添い、政府に対して下記の件について強く求める。

### 記

- 1 戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の歴史及び「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の目的に鑑み、日本政府が責任を持って戦没者の遺骨収集を確実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月29日

沖縄県うるま市議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣  
国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣